

都市計画の案に関する公聴会

開催日：平成26年6月23日

場所：立川市女性総合センターホール

【議長（都市計画課長）】 それでは定刻となりましたので、これより都市計画法第16条第1項及び東京都都市計画公聴会規則に基づく、都市計画の案に関する公聴会を開催いたします。

私は、本日議長を務めます東京都都市整備局・都市計画課長の新井でございます。よろしくお願いいたします。

公述を始めていただく前に、本日の公聴会の趣旨及び運営につきまして簡単に御説明いたします。

現在、東京都では「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の都市計画変更手続を進めております。この手続の一環として、本年5月16日より30日までの2週間、当方針の原案を都民の皆様の縦覧に供したところでございますが、その際、あわせて公述人の募集をしたところ、延べ16名の方より公述の申出がございました。

公聴会は、今回を含め計5回開催いたしますが、本日は1名の方に公述していただくこととなっております。

これからお聞きする公聴会での公述内容につきましては、最終的に作成する都市計画の案の参考意見とさせていただき、都市計画の案ができましたら都市計画法第17条に基づく縦覧手続をとり、再度皆様に都市計画案をお示しすることとなっております。

次に、本日の公聴会の運営について申し上げます。

まず、当公聴会は、公述人の方の御意見をお聞きする場として設けたものでございます。したがって、この場では御意見に対する見解を述べたり、質疑を行うといったことはいたしません。また後日、本日の公聴会の議事録、御意見の要旨とこれに対する東京都の見解を文書にまとめ公表いたしますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、本日公述意見をお聞きする職員を御紹介いたします。東京都都市整備局都市づくり政策部・広域調整課の武田政策調整担当課長でございます。

【公聴人（政策調整担当課長）】 政策調整担当課長の武田でございます。よろしくお願いいたします。

【議長】 続いて、公述人の方に申し上げます。公述にあたっては、まず御自分の氏名を述べていただいた後、公述を始めてください。また、公述時間は10分以内となっております。制限時間となりましたらチャイムを鳴らしますので、お時間をお守りになって公述をしていただけるようお願いいたします。

なお、公述は、公述申出の際に御提出いただいた公述要旨に即し、かつ東京都都市計画

公聴会規則第7条第1項の規定により、今回の都市計画の原案に関する範囲内で御発言をお願いいたします。

最後に、傍聴人の方に申し上げます。受付にて傍聴にあたっての注意事項を配付いたしましたが、これまで申し上げました公聴会の趣旨等を御理解の上、円滑な会の運営に御協力をお願いいたします。

それでは、公述を始めていただきます。公述人の方、前のほうに来ていただいて、よろしく申し上げます。準備ができて、よろしければ、まず最初にお名前を述べていただいてから、公述を始めてください。

公述整理番号 第 1 号

公述者氏名

【公述人】 よろしいですか。

【議長】 はい、どうぞ。

【公述人】 [REDACTED]といます。三鷹市在住です。

では、よろしいでしょうか。

【議長】 はい。

【公述人】 まず初めに、今回のマスタープラン案の発表と、これに対する公聴会の経緯について意見を述べます。

今回は案の内容を冊子として手にとって見ることができず、各市役所の窓口での閲覧やインターネット上での閲覧に限っていますが、このようなことは到底許されないことと考えます。冊子の配布に高額のコストがかかると思えないような今回の意見募集方法からは、真剣に都民の意見を反映させようという意思を感じません。内容を手にとって詳しく検討しようにも、いわゆる情報弱者、インターネット環境が整っていないような、特に高齢者の方々などは、初めから案への意見募集から除外されているようなものです。今後は発表や意見募集の際の情報提供方法を改善していただくことをまず要望します。

本論について幾つか意見を述べます。

第1に、今回発表したのは整備、開発及び保全の方針ということですが、「環状メガロポリス構造の実現」という表現に見られるように、開発偏重による住民不在のまち壊し方針ではないかと感じます。今年3月7日の都市整備委員会でのマスタープラン案についての説明では「人口減少、少子高齢社会の到来や東日本大震災の発生、2020年オリンピック・パラリンピックの開催決定など、世界経済情勢の大きな変化を反映させ改定をしております。」と永島政策部長が答えていますが、本当に最新の社会経済状況と今後の見通しを反映できているのかは、疑問が残ります。

まず、少子高齢化社会の見通しですが、人口は既に全国的には減少が始まり、東京都においても総務局が2008年3月に発表した報告では、2027年以降は都内においても人口減少に転ずるとしています。その試算では、2037年には65歳以上の人口が333万人になると予測しています。高齢化が確実に進行することが報告で言われています。

今回のマスタープランの目標年次は2025年であり、その2年後からは人口減少が現実化します。メガロポリス構造は完成したが、そこに人はいなくなったというようなまちづくりにはならないのでしょうか。また、少子高齢化が進行する将来社会において、今回のメガロポリス構造方針は、都民の生活や福祉や生活環境の維持・更新にどれほど役立つのでしょうか。開発偏重で、ついの住みかを奪われる住民を大量に発生させることにはならないのでしょうか。これは新しく知事となった方が目指す、住んでいてよかったと思える東京を目指すこととも齟齬を生むのではないかと考えます。今ある住まいに住み続けられること、また、近い将来に予測される首都直下地震などに備えて、安心・安全な住まいへの支援を強めることこそ喫緊の課題ではないかと考えます。すなわち高層建築や再開発を誘導する計画偏重では、都民の命と生活を守ることが遠のくのではないかとということです。

さらに、東日本大震災の教訓をどう生かすかですが、阪神大震災と東日本大震災が示した教訓の1つは、住民のコミュニティ、日常のつながりの重要さではないかと考えます。東北で現在も続いている仮設住宅での生活で住民の皆さんが訴えることは、まさにコミュニティの喪失、かつてあった結びつきの喪失による悲しみと将来に対する悲観的見通しではないのでしょうか。今回示されているマスタープラン計画で保全するとしている居住環境はどれほど守れるのでしょうか。既に都内でも買い物難民問題や空き家問題が発生していることは今回の計画をつくられた方々も承知していると思いますが、今回の案の特徴の集約型の地域構造への再編、つまり拡散型から集約型への地域構造への再編や、将来の交通結節点などの生活拠点の形成を促進することや、生活拠点、生活中心地に生活機能の集積や商店街、そしてコミュニティインフラを集中させる、このようなことは現に進行しつつある格差と貧困を助長することにつながり、また、狭い地域内においての地域間格差を拡大させることになるのではないかと危惧しています。これは5ページでうたっている「誰もが活動しやすい、快適に暮らすことのできるまちを実現すること」が空文句になっていることではないかと考えます。

また、基調となっている環状メガロポリス構造が「日常の買い物、子育て支援、高齢者福祉などの機能導入や、バリアフリー化などが進み、地域活力やコミュニティの維持・向上が図られ、安全・安心な質の高いまちが実現している」、13ページで指摘していることや、「居住環境の充実、住環境の維持・改善、ゆとりある住宅地の形成など、地区の特性に応じた快適で良好な住宅地の形成」、これは20ページです——とも整合性がとれないことになっているのではないかとということです。

第2に、基調として続いている車中心のまちづくりから転換して、人間中心のまちづくりプランに変更すべきことを話します。

マスタープラン案では、道路などの公共事業と居住環境がよくなることや緑の保全があたかも両立しているような計画記載をしていますが、果たして本当にそのようなことになっているのでしょうか。また、今後実現できるのでしょうか。私が住んでいる三鷹市において整備が進んでいる調布保谷線に関する記述、計画では、あたかも整備によって緑と住環境の改善が進むかのごとき指摘をしていますが、今まであった住宅や沿道の植栽を全て取り除いて、新しくつくりかえた環境が本当に緑や住環境の保全となっているのでしょうか。現に調布保谷線の沿道にあった井口グラウンドにおいては、道路際にあった多くの木が伐採されてしまいました。これはスクラップ・アンド・ビルド手法でのつくりかえにすぎないのではないのでしょうか。このような旧来型の手法では、住民、都民の生活は後景に追いやられ、望まない移転と生活再建を余儀なくされてしまいます。同様のことは、38ページで指摘されている府中所沢線の地域でも進行している事実です。

また、東京都が最近発表した外環の2の練馬区間、3キロ区間についての都市計画変更は、41ページでの指摘「住宅地では、緑豊かな住環境が維持されるとともに、高齢者と子育て世代とが共に安心して住み続けられることができる環境が形成」と全く整合していない行政手続であると言わなければなりません。武蔵野市でも計画されている外環の2は住宅街を分断して計画されている道路計画であり、マスタープランでの武蔵野市での計画が真意であれば、東京都が残っているとしている外環の2の都市計画は廃止すべきことを指摘しておきます。

これらの事案は、マスタープランの策定に当たって、車中心の考え方が蔓延しているからではないかと考えます。買い物難民をなくすには、歩いて暮らせるまちづくりを目指すには、車中心の考え方を転換することが必要であると考えます。加えて、道路整備に関しうれば、33ページでうたわれている「三環状道路などの広域交通ネットワークの整備」と「道路と鉄道との立体交差化の推進、交差点改良の推進」、この2つは違った視点の施策です。環境負荷の低減という点では同次元かもしれませんが、前者、交通ネットワークの整備は新規建設の推進という公共事業であるのに対して、交差点改良などの推進、後者については現状の維持・更新または改良の公共事業です。新規と改良を都合よく並べて記載して計画を進めることに、違和感を拭えません。

最後に、少子高齢化をきちんと見据えて、過大な開発偏重を改めること、良好な住環境

は車社会とは共存できないということを述べて、意見とします。

以上、終わります。

【議 長】 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の公述を終了いたします。公述人におかれましては、貴重な御意見を賜りありがとうございました。また、傍聴人の皆様も御清聴ありがとうございました。

それでは、公聴会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。